

実践的 刑事事実認定と 情況証拠

第 4 版

植村 立郎 著

立花書房

第4版 はしがき

初版のはしがきを書いた平成18年1月から14年が経ち（警察学論集に登載して頂いた最初の拙稿からすれば20年弱ということになる。）、元号も令和と改まり、公判前整理手続、裁判員裁判も既にも実施されて実績が積み重なり、延期されていなければ東京開催のオリンピックイヤーとなるはずであった本年に、第4版を発刊できる運びとなった。

十年一昔とは言え、感慨深いものがある。本書発刊の経緯やその後の有り様は初版を始めとする各版のはしがきに記載したとおりであるが、新たな情報を適時に取り入れていくには、最初は身軽な方が良くと考えて、コンパクトなスタイルで出発した。そして、判例・実務の変化に応じて、筆者の考えを補足し、新たな情報を加え続けた結果、現在の姿に至っている。

そして、今回も、版を新しくする機会を与えられたのは、ひとえに読者の変わらぬ広範な厚いご支持があったからこそである。幾重にも感謝申し上げたい。

筆者としては、本書が常に、時代に即応したものであり続けるように今後も精進を重ね、読者の支持に応えていきたいと考えている。

ここで、筆者が最近の調査の過程で実感できたことを説明しておきたい。それは、戦後の判決には様々な変化が生じたが、事実認定の手法も大きく変化してきたということである。個別事案では事案に即した様々な工夫が行われてきたと思うので、ごく典型的な形で示す。

有罪判決の場合は、旧刑訴法が適用されている事件（旧刑訴法適用の時代だけでなく刑訴応急措置法適用の時代も）の下級審判決は、証拠の内容を詳しく説明するだけで、有罪の心証過程を説明することはなく、まして、証拠能力について言及することもなかった。

これは、現在の刑訴法335条1項に相当する旧刑訴法360条が「……証拠によりこれ（筆者注：罪となるべき事実）を認めたる理由を説明し」（用語は筆者において改めた。）とあったところによるものと解される。

しかし、実際にそういった判決を読むと、被告人を始め当該判決を読む者としては知りたいはずなのに、上記内容の証拠からどういった過程を経て有罪の心証を形成したのかという肝心の重要事項に関する説明を欠いているのは、判決として惜まれるところであったとの思いを禁じ得なかった。

他方、現行刑訴法の下では一転して、そういった事態は解消されて望ましい形の説示内容となったのかといえ、必ずしもそうとはいえず、自白中心の事実認定の説明が行われるのが一般的であった。それが徐々に情況証拠にも関心・注目が集まるようになって、現在のように、間接事実中心の事実認定も積極的に行われるようになってきたのである。

こういった判決説示の変遷は、技術的な側面もちろんあるが、筆者としては、事実認定が確実な証拠を基礎として構築されていく、その意味で、誤判を減少させる安定的な方向に向かってきたと同時に、当該事実認定の過程も説明されるようになった結果であると考えている。引き続き、この方向性が堅持・強化されていくことを強く願っている。

付言すれば、私が編者（一部の論考の執筆も）を担当している「刑事事実認定重要判決50選」は多くの執筆者を得て、一足先に、本年3月に第3版が発刊された。幸いなことに同書も、読者から引き続き良好な評価を頂いている。

そして、本書初版や第3版の各はしがきでも言及している「刑事事実認定重要判決50選」の上巻にかねて掲載されていた拙稿「実践的な刑事事実認定論(概論)」は、本書第3版以降本書に、実質的に移動させて拡充させた（その分、本書の構成が複層化しているが、読みやすいように最大限心掛けている。）。

その結果、筆者としては、本書は「刑事事実認定重要判決50選」の総論的な役割を果たすことも想定している。読者におかれても、こういった位置付けで、両書を併読して頂ければ、刑事事実認定への理解がより一層深まることと確信しているところである。

ここまで時の経過についても述べてきた関連で、今回の調査の過程で接した小松正富（高名な刑事裁判官であった。）「刑事裁判の変ぼう」判タ227（1969年）の巻頭言について、少し長くなるがその一部を紹介する。

「新しい刑事訴訟法が施行されてから、いつしか、二〇年の歳月が流れた。手続きの外形が装いを新たにして登場して来た初めのころと現在とでは、裁判のやり方も大きく変ぼうした。そして、その変化の過程で、もはや動かしようもない一つの潮流ができた。それは、『すべては公判廷で、そして、口頭で。』という方向の動きである。判事室や書斎で記録を精読して判決書を書く仕事だけで勤まると考える裁判官はもういなくなった。検察官や弁護人も、公判活動における技術的訓練なくしては、その職責を十分に果たすことができなくなったことを自覚している。法廷は、主張や証拠を生き生きとした形で顕出し、裁判官に新鮮な心証を形成させる唯一の場所として、その本来の性格と機能をはっきりさせて来た。

捜査における心証と公判における心証との完全な断絶という約束のうえに立つて、法曹三者が、それぞれ自分の密室から出て法廷という公開の場所に相集まり、真剣に証拠と論証をもって相対するという事は、なんとすばらしいことだろう。法廷は弁論の声に満ち、人の心が交流し、明るく、健康で、活動的になった。単なる書面の受け渡しや交換による訴訟は、刑事裁判では、もはや時代遅れのものになってしまったことを痛感する。(以下略)」

裁判員裁判の実施後のものと勘違いしかねない、直接主義・口頭主義への刑事裁判の変貌ぶりを肯定的・積極的に受けとめた指摘であるといえる。しかし、刑事裁判は、その後、調書裁判、精密司法といわれる有り様を経て、裁判員裁判の実施となっているわけであるから、同巻頭言は、現在の視点からすれば、刑事裁判が一直線に現在の姿となってきたわけでないことを改めて実感させるものとなっているといえよう。

裁判員裁判を契機として大きく変貌した現在の刑事裁判が、引き続きその流れを維持・発展させていくように期待し、支援もしていきたいと考えている。

最後になったが、本書がこのように版を重ねることができているということについては、当然のことながら、株式会社立花書房における歴代の担当の方々の多大なるご貢献があつて、はじめて可能となったことである。

これまでは特にご紹介してこなかったが、初版と補訂版は編集部安部義彦主幹に、再訂版は編集部安部義彦主幹と出版部馬場野武主任に、第2版は出版部安部義彦部長と同部馬場野武係長に、第3版は出版部馬場野武課長と同部菊島一主任に、今回の第4版は、出版部馬場野武次長と同部員山本昌利氏の方々にお世話になった(肩書は出版当時)。ここに記して謝意を表したい。

コロナ禍の一日も早い完全な終息を祈りつつ

令和2年7月

植村 立郎

はしがき

1 筆者は、警察學論集54巻7号～10号（平成13年）に「情況証拠と事実認定（1）～（4）」を発表する機会を得た。未熟なものではあるが、筆者なりに従前の裁判例、学説や自分自身の研究をも踏まえ、検討を重ねて執筆したものである。その後、同稿を纏めた形で簡便に参照できるようにならないのかといった御要望を賜ることがあった。そして、今回、立花書房の御配慮で同稿を合本化した形で発刊できる機会を得た。大変有り難いことと考えている。

2 刑事事実認定は、理論と実務の双方の観点から検討していくべきものであるが、筆者は、小林充先生との共同編著書として発刊された「刑事事実認定重要判決50選・上下巻」（平成17年。立花書房刊）の上巻1頁以下に「実践的な刑事事実認定論（概論）」を発表している。刑事裁判における事実認定については、訴訟関係人が全て習熟しているわけではないし、司法改革の時代の中で、国民も刑事事実認定に参加する裁判員制度の実施が次第に近付いてきている。そのため、実践的な刑事事実認定について検討する必要性は、従前に比して一段と高まっているといえる。そこで、本書は、発刊の順序は別として、前掲拙稿「実践的な刑事事実認定論（概論）」の続論と位置付けて、同稿を補完しつつ、実践的な刑事事実認定の内容をより分かり易く説明する構成とする方が、時代の要請にも沿った適切なものではないかと考えた。

3 筆者は、前掲拙稿「実践的な刑事事実認定論（概論）」6頁に、「刑事における要件事実的発想」の必要性を述べたことがある。しかし、そこでは紙面の関係もあってごく簡単な説明に留めざるを得なかった。そのため、本書第1章に、「刑事事実認定における要件事実的思考について（概論）」を設け、前掲拙稿を補完する形で、「刑事事実認定における要件事実的思考」の意義、実務的な必要性、メリット等に関する筆者なりの検討、意見を述べることにした。もっとも、本来は完全な検討結果を公表すべきであるが、執務の傍らでのものであるところから、その「概論」を述べるにとどまっている。また、本書第2章に、前掲旧稿の「情況証拠と事実認定（1）～（4）」を一括して登載することとした。その後の裁判例、学説等を含めた必要な加筆、訂正を加えたが、基本的な内容は、旧稿を維持している。

4 本書は、「実践的な刑事事実認定」に関する部分的な検討、紹介にとどまるものではあるが、比較的短時間で読了できる内容となっているから、刑事の訴訟関係人だけでなく、捜査担当者、法学研究者、司法修習生、法科大学院等の学生、司法に関連する研修生その他多くの方々に、気軽に参照していただくと幸いである。

補訂版 はしがき

思いもかけず版を重ねることとなった(初版の書評に、村岡啓一・刑事法ジャーナル2006年5号172頁がある)。誤植等を訂正したほか、御教示賜わった事項も踏まえて、裁判例、学説の加筆等も行った。

今後も版を重ねる機会があれば、できるだけ新しい情報を盛り込み、アップデートなものとなるよう心掛けていくつもりである。

平成18年10月

植村 立郎

再訂版 はしがき

思いもかけず更に版を重ねることとなった。

そこで、今回は、説明の基本的な内容に変化はないものの、これまでに頂戴した御意見、御教示等を踏まえて、説明の趣旨がより明確なものとなるように内容を改めたり、設例による説明を新たに付加したり、文中の括弧書きの部分を「注」の形に改めたりして、文の内容及び形式が、より分かり易く、理解されやすいものとなるように努めた。

「注」の形に改めたことによって、引用文献の所在が「注」を追っていくと判明し易い、といった副次的効果も生じている。

裁判例、学説も参照できた範囲で補った結果、ほぼ全面的に加筆・修正を行うこととなり、全体の説明量も増え、新たに章を起こした箇所もある。

また、量刑に関しても、説明を付加している。

現時点における筆者の基本的な考えは、可能な限り盛り込んでいるから、筆者なりの「再訂版」に値する内容になったと考えている。

裁判員裁判の実施も文字通り間近となっている。本書がそういった実務の大きな変化に対して、少しでも寄与することができればと願っている。

今後も版を重ねる機会があれば、できるだけ新しい情報を盛り込み、アップ・トゥ・デートなものとなるよう心掛けていくつもりである。

平成20年3月

植村 立郎

第2版 はしがき

思いもかけず更に版を重ねることとなった。

今回も、頂戴した御意見、御教示を踏まえて、説明内容に加筆訂正を行い、説明がより明確で分かりやすいものとなるように、小見出しを増やすなどをして心掛けたことは、これまでと変わらない。

そして、平成17年11月1日から公判前整理手続が実施され、平成21年5月21日から裁判員裁判が実施されるといった、裁判制度、裁判手続に関する重要な法改正に伴った実務における実績も、徐々に積み重なってきている。それらを踏まえた筆者なりの検討も、本書の内容に可能な範囲で盛り込んでいる。

また、筆者が今年6月に裁判官を退官したところから、いわば裁判官としての経験の集大成としての観点も付加して、自分なりに日頃考えてきたところも可能な範囲で盛り込んでいる。

これらを前提として、筆者としては、全面的に加筆・修正し「第2版」に値する内容に相応しいものとなるよう努めたが、今後も版を重ねる機会があれば、できるだけ新しい情報、新たな視点を盛り込み、アップ・ツー・デートなものとなるよう心掛けていくつもりである。

平成23年11月

植村 立郎

第3版 はしがき

それまで注目度がそれほど高くはなかった「情況証拠」に力点を置き、タイトルも『実践的刑事事実認定と情況証拠』とした本書の初版が発刊されたのが平成18年1月であるから、既に10年余りを経ている。そして、第2版を発刊したのもついこの前とと思っているのに、既に4年を経過してしまった。第2版の「はしがき」で言及した公判前整理手続が実施されてから10年を経過し、裁判員裁判が実施されてから7年を経過して、裁判員裁判の実践を媒介として刑事裁判の有り様も大きな変化を見せている。その実情を踏まえて情況証拠と刑事事実認定との関係はどうかと考えると、争点中心の審理が強調され、裁判所における事実認定の説明も一般的には簡潔なものとなっている。しかし、短ければ良いというものではないことは当然のことであって、事件の核心を見据え、争点として設定された事項の意義を正しく位置付けて事実認定の説明を行うことは、簡潔さを目指すかゆえの困難さを帯びたものとなっている。そのような現状からすれば、情況証拠による事実認定の実務的な意義は一段と高まっているように思われる。

そうした折に、本書の内容をより充実したヴォリュームもそれなりにあるものとし、新たな版を出してはとの助言をいただき、大変有り難く感じて、新たに第3版を出すこととした。

第3版の特徴を要約すれば、「より明確で分かりやすく」との第2版の視点を継承して形式面の充実を図ったことはもとより、内容面においても、総論部分については、事実認定の構造に関する記述等を大幅に増やし、各論もそのことを踏まえて一層の充実を図ったことにある。その結果、情況証拠の観点から適切な事実認定に寄与したいとの本書の基本的な性格はより強まっているものと考えている。

なお、初版の「はしがき」で言及していた『刑事事実認定重要判決50選 [初版] 上巻』1頁に登載されている「実践的な刑事事実認定論 (概論)」も、本書第2版発刊後の平成25年(2013年)に上記50選の第2版が発刊されて内容も改められているから、本書も、その新たな内容を踏まえている。

今後も版を重ねる機会があれば、できるだけ新しい情報、新たな視点を盛り込み、アップ・ツー・デートでしかも充実した内容のものとなるよう心掛けていくつもりである。

平成28年5月

植村 立郎

凡 例

【判例表記】

判例の表記には、次の略号を用いた。

大審院判決昭和7年3月1日大審院刑事判決集11巻232頁

＝大判昭7・3・1刑集11・232

最高裁判所判決昭和50年7月1日最高裁判所刑事判例集29巻7号355頁

＝最判昭50・7・1刑集29・7・355

最高裁判所決定昭和53年2月13日最高裁判所刑事判例集32巻2号295頁

＝最決昭53・2・13刑集32・2・295

なお、公刊物未登載のものは〈未〉と表示した。

【判例集等略語】

刑 録	大審院刑事判決録
刑 集	大審院刑事判決集
刑 集	最高裁判所刑事判例集
民 集	最高裁判所民事判例集
裁判集	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
高検速報 (集)	高等裁判所刑事裁判速報 (集) (各高等検察庁編)
判決特報	高等裁判所刑事判決特報
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
東高刑時報	東京高等裁判所判決時報 (刑事)
1 審刑集	第1 審刑事裁判例集
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
判例秘書	LLI/DB 判例秘書 INTERNET
LEX/DB	TKC 法律情報データベース LEX/DB インターネット

【雑誌類の略号】

[警 学]	警察学論集
[公 論]	警察公論
[警 研]	警察研究
[刑 資]	刑事裁判資料
[刑判評釈]	刑事判例評釈集
[現 刑]	現代刑事法
[司研集]	司法研修所論集

[司研所報]	司法研修所報
[ジュリ]	ジュリスト
[裁 時]	裁判所時報
[曹 時]	法曹時報
[判 時]	判例時報
[判 タ]	判例タイムズ
[判 評]	判例評論
[法 教]	法学教室
[法 時]	法律時報
[法 セ]	法学セミナー
[ひろば]	法律のひろば
[刑ジャ]	刑事法ジャーナル

【主要引用文献略語】

池田等	共犯者の供述の信用性 池田眞一＝池田修＝杉田宗久 司法研修所編 法曹会 1996年
石井	刑事事実認定入門（第3版） 石井一正 判例タイムズ社 2015年
植村刑訴	骨太刑事訴訟法講義 植村立郎 法曹会 2017年
植村退官1	植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題 第一巻 第1編 理論編・少年法編 立花書房 2011年
植村退官2	植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題 第二巻 第2編 実践編 立花書房 2011年
植村退官3	植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題 第三巻 第3編 公判前整理手続及び裁判員裁判編 立花書房 2011年
木谷等	刑事事実認定の基本問題（第3版） 木谷明編著 成文堂 2015年
刑事実務	刑事実務上の諸問題 大阪刑事実務研究会編 判例タイムズ社 1993年
刑事手続	刑事手続上・下 三井誠＝河上和雄＝中山善房編 筑摩書房 1988年
50選（補正版）	刑事事実認定重要判決50選上・下（補訂版） 小林充＝植村立郎編著 立花書房 2007年
50選（第2版）	刑事事実認定重要判決50選上・下（第2版） 小林充＝植村立郎編著 立花書房 2013年

50選（第3版）	刑事事実認定重要判決50選上・下（第3版）植村立郎編著 立花書房 2018年
事実認定	刑事事実認定上・下 小林充＝香城敏磨編 判例タイムズ社 1992年
証拠法大系	証拠法大系 熊谷弘＝浦辺衛＝松尾浩也＝田宮裕編 日本評論社 1970年
証拠法上の諸問題	刑事証拠法の諸問題上・下 大阪刑事実務研究会編 判例タイムズ社 2001年
実例刑訴	実例法学全集 刑事訴訟法新版 平野龍一＝松尾浩也編 青林書院 1977年
新刑事手続	新刑事手続ⅠⅡⅢ 三井誠＝馬場義宣＝佐藤博史＝植村立郎編 悠々社 2002年
新実例刑訴	新実例刑事訴訟法ⅠⅡⅢ 平野龍一＝松尾浩也編 青林書院 1998年
新展開	刑事手続の新展開上・下 三井誠＝渡邊一弘＝岡慎一＝植村立郎編 成文堂 2016年
仙波等	犯人識別供述の信用性 仙波厚＝小坂敏幸＝宮崎英一 司法研修所編 法曹会 1999年
続実例刑訴	実例法学全集 刑事訴訟法続 平野龍一＝松尾浩也編 青林書院 1980年
田崎等	自白の信用性 田崎文夫＝龍岡資晃＝田尾健二郎 司法研修所編 事実認定教材シリーズ3号 法曹会 1991年
中川等	情況証拠の観点から見た事実認定 中川武隆＝植村立郎＝木口信之 司法研究報告書42・2 司法研修所編 法曹会 1994年
刑訴判例百選1	別冊ジュリスト1・刑事訴訟法判例百選 平野龍一編 有斐閣 1965年
刑訴判例百選2	別冊ジュリスト32・刑事訴訟法判例百選(第2版) 平野龍一編 有斐閣 1971年
刑訴判例百選3	別冊ジュリスト51・刑事訴訟法判例百選(第3版) 平野龍一＝松尾浩也＝田宮裕編 有斐閣 1976年
刑訴判例百選4	別冊ジュリスト74・刑事訴訟法判例百選(第4版) 平野龍一＝松尾浩也＝田宮裕編 有斐閣 1981年
刑訴判例百選5	別冊ジュリスト89・刑事訴訟法判例百選(第5版) 平野龍一＝松尾浩也＝田宮裕＝井上正仁編 有斐閣 1986年

- 刑訴判例百選 6 別冊ジュリスト119・刑事訴訟法判例百選（第6版）松尾浩也＝井上正仁編 有斐閣 1992年
- 刑訴判例百選 7 別冊ジュリスト148・刑事訴訟法判例百選（第7版）松尾浩也＝井上正仁編 有斐閣 1998年
- 刑訴判例百選 8 別冊ジュリスト174・刑事訴訟法判例百選（第8版）井上正仁編 有斐閣 2005年
- 刑訴判例百選 9 別冊ジュリスト203・刑事訴訟法判例百選（第9版）井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編 有斐閣 2011年
- 刑訴判例百選10 別冊ジュリスト232・刑事訴訟法判例百選（第10版）井上正仁＝大澤裕＝川出敏裕編 有斐閣 2017年
- 刑訴の争点（新版）ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点（新版）松尾浩也＝井上正仁編 有斐閣 1991年
- 刑訴の争点（第3版）ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点（第3版）松尾浩也＝井上正仁編 有斐閣 2002年
- 新刑訴の争点 ジュリスト増刊・刑事訴訟法の争点 井上正仁＝酒巻匡編 有斐閣 2013年
- 判解刑（昭29～）最高裁判所判例解説刑事篇 法曹会 1954年度～（1955年～）
- 判解民（昭29～）最高裁判所判例解説民事篇 法曹会 1954年度～（1955年～）
- 裁コメ刑法 1～3 裁判例コンメンタール刑法 川端博＝西田典之＝原田國男＝三浦守編 立花書房 1巻～3巻 2006年
- 裁コメ刑訴 1～2, 4 裁判例コンメンタール刑事訴訟法 井上正仁監修 立花書房 1巻2015年, 2巻2017年, 4巻2018年
- 大コメ刑法（第2版）大コンメンタール刑法（第2版）大塚仁＝河上和雄＝佐藤文哉＝古田佑紀編 青林書院 1巻2004年, 2巻1999年, 3巻1999年, 4巻1999年, 5巻1999年, 6巻1999年, 7巻2000年, 8巻2001年, 9巻2000年, 10巻2006年, 11巻2002年, 12巻2003年, 13巻2000年
- 注釈刑訴（新） 1～7 注釈刑事訴訟法新版 伊藤栄樹＝亀山継夫＝香城敏磨＝小林充＝増井清彦ほか著 立花書房 1巻1996年, 2巻1997年, 3巻1996年, 4巻1997年, 5巻1998年, 6巻1998年, 7巻2000年

実践的刑事事実認定と情況証拠（第4版）／目次

第4版	はしがき
	はしがき
補訂版	はしがき
再訂版	はしがき
第2版	はしがき
第3版	はしがき
凡	例

第1章 刑事事実認定概観

第1	はじめに	3
第2	刑事事実認定概観	3
1	事実認定の普遍性（一般性）・日常性	3
2	刑事事実認定における特殊性	4
(1)	概説	4
(2)	破棄判決の拘束力	6
3	普遍性（一般性）・日常性と特殊性の総合が肝要	10
第3	法曹三者が行う事実認定	11
1	概説	11
2	捜査官における事実認定	11
(1)	概説	11
(2)	動的・発展的な事実認定	12
(3)	心証の程度	13

(4) 公益の代表者としての視点・被害者等との関係	14
(5) プロセス（捜査段階、令状段階、公判段階）としての事実認定	15
3 弁護人における事実認定	15
(1) 資料収集の重要性が決定的	15
(2) 被告人の意向との関係	16
(3) 弾劾目的の事実認定	17
(4) 弁護人の行う反対尋問	17
4 裁判官・裁判体が行う事実認定	18
(1) はじめに	18
(2) 受動性	19
(3) 中立性	19
(4) プロセスとしての事実認定	19
(5) 複合性	20
(6) 当事者の主張・証拠関係の完結性	20
(7) 動的・発展的な事実認定	20
第4 刑事事実認定構造の変容	21
1 刑事事実認定の主体等	21
(1) 主体の変化	21
(2) 変わるべきでないこと	22
ア 立場の使い分け	22
イ 裁判官同様に裁判員の良心に従った判断	22
ウ 私知に基づく心証形成不可	23
2 判断対象の変容	23
(1) 法曹三者	23
(2) 裁判員	25

第2章 刑事裁判における事実認定

第1 事実認定の構造	29
1 刑訴法317条の「事実の認定は、証拠による。」の事実認定に おける意義	29
(1) 概 説	29
(2) 補 足	30
2 事実認定の構造	31
(1) 単 純 形	31
ア 単純基本型	31
イ 単純複数 a 型	31
ウ 単純複数 b 型	31
エ 単純形による事実認定	32
オ 例外的に有用な分類型 (単純複数 c 型)	32
(2) 複 雑 形	33
ア 複雑 I 型	33
イ 複雑 I a 型	33
ウ 複雑 I b 型	34
エ 複雑 II 型	34
第2 争点の整理, 明確化, 刑事における要件事実的 発想等	36
1 判決の事実認定における理想形の実現方法	36
2 公判前整理手続を経ない事件	36
3 公判前整理手続を経た事件	37
4 具体的な検討	38

第3	証拠調べの適正化	39
1	証拠調べの適正化の位置付け	39
2	公判前整理手続を経た事件における特有の留意点	40
3	補足	41
	(1) 目的意識を持った証拠調べの実施	41
	(2) 被告人側の弁解主張	41
第4	判決における事実認定は、それまでの審理の総決算	42
1	判決書の完成度には判決段階以前の訴訟の在り方が重要	42
2	判決における事実認定の諸過程	43
第5	心証形成過程	43
1	概説	43
	(1) うまく行かない事実認定（イメージ）	43
	(2) 裁判員裁判	45
2	分析的心証形成と総合的心証形成	46
	(1) バランスの良い見方	46
	(2) 心証形成は各証拠の証明力の単純な集計結果ではないこと	47
3	判決書の作成	53
4	事実認定にも幅があること	56
第6	心証形成の方法	57
1	縦方向の心証の積上げ方式	57
	(1) 従来型	57
	(2) 裁判員裁判	58
	(3) 確実に認定できる事実を基軸とした認定構造	59
2	横方向の心証の積上げ方式	60
3	個々の証拠の信用性の評価	61
	(1) 物的証拠	61
	(2) 殺意に関する司法研究に関連した補足	62

(3) 供述証拠	63
ア 概 説	63
イ 供述の一貫性と変遷・食い違い	66
ウ 具体的な補足説明	71
エ 複数の供述者の供述が相互に食い違っている場合	72
4 論理則，経験則，洞察力の活用	74
(1) 自由心証主義との関係	74
(2) 事実認定の注意則との関係	75
第7 確認過程	77
1 確認過程の内容と実施時期	77
2 立証趣旨	78
(1) 「〇〇等」との立証趣旨	78
(2) 追起訴と立証趣旨	78
3 点検作業の結果とその後の手続	78
4 ま と め	79
第8 判決書作成過程	80
1 判決書作成過程も事実認定過程に含まれること	80
(1) 判決書作成過程は事実認定へのフィードバック過程を 兼ねていること	80
(2) 判決書は，判決宣告後の手続において，判決裁判所が行った 事実認定を把握する対象であること	81
2 判決書作成方法	82
(1) 概 説	82
(2) 心証形成過程の忠実な再現は不適切	82
(3) 結論を説明する視点の重要性	83
(4) 論理的順序も事案によりけり	84
(5) 「問」と「答え」を対応させる	84

第3章 刑事事実認定における 要件事実的思考について

第1 刑事事実認定における要件事実的思考の意義と 必要性について	89
1 刑事事実認定が要件事実的に開かれていることについて	89
(1) 刑法を始めとする実定法の定めは、具体的な犯罪事実に必要な 要件事実を、認定者の自由心証主義に委ねていることについて	89
(2) 事実認定が理由の説明の点でも要件事実的に開かれていること について	91
(3) 合理的な疑いについて	92
2 事実認定における要件事実的思考の意義と必要性について	95
(1) 「万能の要件事実」は想定不可	95
ア 「全ての事件に適用できる要件事実」といった想定への期待	95
イ 「万能の要件事実」は想定不可	95
(2) 要件事実を見いだして設定するに至る思考方法（＝要件事実的思考） の意義と必要性	96
第2 要件事実的思考の意義等について	96
1 要件事実的思考の意義について	96
(1) 要件事実的思考は理論ではなく認定手法・考え方	96
(2) 具体的な説明	97
2 要件事実的思考の発現形態について	97
(1) 要件事実的思考に基づく抽出作業	97
(2) 確認の情況証拠の意義、確認の情況証拠選別の必要性	99
ア 確認の情況証拠の意義	99
イ 確認の情況証拠選別の必要性	99
(3) 要件事実的思考の活用方法	101

(4) 要件事実的思考に基づく削ぎ落とし作業	103
ア 抽出作業の裏腹としての削ぎ落とし作業	103
イ 自白調書に関する削ぎ落としの他の視点	104
ウ 公判前整理手続を経た事件と削ぎ落とし作業	104
(5) 「要件事実的思考の実務的なメリット」は次項で説明	105
第3 要件事実的思考の実務的なメリット	105
1 刑事事実認定における分析の視点を提供すること	105
2 釈明, 争点整理の手掛かりとなること	106
(1) 釈明, 争点整理と要件事実的思考	106
ア 「裁判所による求釈明」と要件事実的思考	106
イ 過失犯と要件事実的思考	107
(2) 争点整理と要件事実的思考	107
ア 争点整理の2つの側面と要件事実的思考	107
イ 具体的な説明	108
3 証拠調べの効率化と要件事実的思考	111
(1) 供述中心の立証となりがちな類型の問題点	111
ア 争点拡散の危険性	111
イ 信用性の判断対象となる供述を得ようとする尋問自体の コンパクト化, 判断対象の明確化についての具体的な説明	112
ウ 刑訴法321条1項2号後段の書面の請求と要件事実的思考	113
(2) 限定的な判断場面と要件事実的思考	115
ア 前提事例の説明	115
イ 具体的な説明	115
(3) 任意性, 特信性の判断	116
ア 任意性の判断	116
イ 特信性の判断	118

4 事実認定過程及び判決における事実認定に関する説明の

各適正化と要件事実的思考	118
(1) 判断過程, 思考過程の具体化, 視覚化と要件事実的思考	118
ア 分析作業と要件事実的思考	118
イ 事実認定における幅の許容と要件事実的思考	119
ウ 事実上の推定, 間接証拠による認定と要件事実的思考	119
エ 推認過程には多面的な視点が要請される	122
(2) メリハリのある事実認定と要件事実的思考	123
(3) 判決の事実認定に関する説明と要件事実的思考	124
ア 要件事実的思考の実務メリットとしての判決の事実認定に関する説明の適正化と要件事実的思考	124
イ 目的発想と要件事実的思考	126
5 量刑理由の説示の適正化と要件事実的思考	127
(1) 要件事実的思考の実務的なメリットとしての量刑理由の説示の適正化	127
ア これまでの量刑理由の一般的な説明類型	127
イ 上記説明類型の問題点	127
ウ 裁判員裁判による変化	129
(2) 具体的な説明	130
ア ダイアログ型の判断	130
イ 裁判員裁判とダイアログ型の量刑判断	131

第4章 情況証拠と事実認定（総論）

第1	はじめに	135
1	情況証拠に関する学説等	135
2	検討の視点	136
第2	情況証拠の意義等	139
1	情況証拠の意義	139
(1)	直接証拠 (direct evidence)	139
(2)	情況証拠 (circumstantial evidence)	139
(3)	直接証拠と情況証拠との関係	140
ア	片面的な相互関連性	140
イ	具体的な説明	140
2	情況証拠の存在形態	141
(1)	情況証拠の存在形態の多様性	141
ア	多 様 性	141
イ	物的な情況証拠	141
ウ	物的な情況証拠以外の情況証拠	142
エ	人の行為, 性質, 状態等	142
(2)	特殊な存在形態の情況証拠	143
ア	事柄の可能性の有無それ自体等	143
イ	存在しない状況・状態	145
ウ	存在自体	147
エ	行為の開始・停止等	147
(3)	情況証拠の存在の複合性	148
(4)	捜査上の留意点	148
ア	鑑定, 実験, 実況見分等の重要性	148
イ	裏付け証拠収集の重要性	155

ウ	情況証拠発見・不発見の経緯の証拠化の重要性	156
エ	心神の状況と情況証拠の確保	157
3	情況証拠の分類	157
(1)	併存的情況証拠	158
(2)	消極的な併存的情況証拠	160
ア	アリバイ	160
イ	消極的な併存的情況証拠の存在に関する主張の不存在, 変遷等の意味	164
ウ	消極的な併存的情況証拠の存在の主張の虚偽性の意味	169
エ	心証のなだれ現象	172
オ	第三者による犯行	174
カ	身代わり犯人	175
(3)	予見的情況証拠	176
ア	予見的情況証拠の例示	176
イ	予見的情況証拠への該当性の判断等	177
(4)	遡及的情況証拠	178
ア	遡及的情況証拠の例示	178
イ	危険な情況証拠の判断は慎重に	178
第3	情況証拠と証拠能力	179
1	間接証拠, 間接事実の場合	179
(1)	主要事実が起訴事実の立証に向けられたものであるとき	179
(2)	主要事実が被告人の情状等の起訴事実以外の事実の立証に 向けられたものであるとき	179
2	補助証拠, 補助事実の場合	181
第4	情況証拠による事実認定	181
1	情況証拠による事実認定の分類	181
(1)	情況証拠が事実認定において用いられる2類型	181
(2)	直接証拠との関係での3類型	182

(3) 情況証拠が事実認定において用いられる2類型による 直接証拠との関係での3類型への当てはめ……………	182
(4) 物的証拠の留意点……………	183
ア 物的証拠自体をつぶさに慎重に観察する重要性……………	183
イ 携帯電話の通話履歴の関連性……………	183
2 直接証拠がある上記①②の場合と情況証拠……………	183

第5 直接証拠型や本来情況証拠型が混在し得る

上記③の場合……………	186
--------------------	------------

1 直接証拠型による事実認定……………	186
(1) 直接証拠による主要事実の認定過程との同質性……………	186
(2) 直接証拠による主要事実の認定過程との相違……………	186
2 本来情況証拠型による事実認定……………	187
(1) 概 説……………	187
ア 認定対象の確定……………	187
イ 事実認定の手法……………	188
ウ 情況証拠による事実認定の場合に特有な事項……………	189
エ 推認過程の複線的な階層性……………	190
オ 事実認定の正確度を支える証拠の量と質……………	191
カ 証拠関係が上記オの望ましい状況とは異なる状況にあることと、 事実認定の正確度……………	192
キ 証拠評価への慎重さ……………	194
ク 供述の信用性の判断と情況証拠……………	194
ケ 秘密の暴露と供述の信用性……………	202
(2) 情況証拠と科学的・客観的な事実認定……………	205
ア 情況証拠の位置付け……………	205
イ 科学的捜査の重要性……………	205
ウ 科学的証拠……………	212

3 推 定	233
(1) 推定の意義, 種類	233
(2) 事実上の推定	234
ア 事実上の推定の意義	234
イ 推定事実に関する証拠関係等と事実上の推定	234
ウ 推定の合理化	236
エ 多段階の推定	253
オ 消去法による事実認定	254
(3) 事実上の推定の推定力	257
ア 事実上の推定の推定力の多様性	257
イ 事実上の推定の推定力が高度な場合	257
ウ 事実上の推定の推定力が高度ではない場合と反証の必要性	258
エ 事実上の推定が否定される場合	265
(4) 事実上の推定と心証の程度	267
(5) 疫学的証明	268
(6) 贓物の近接所持による窃盗犯人の推定	270
ア 推定の多様性	270
イ 近接所持の法則, 法理に関連した説明	270
ウ 他の関連事項と推定との関係について	278
4 同種前科・類似事実による立証	279
(1) 同種前科の立証の許否等	279
ア 判決書の証拠能力と判決書による立証の内容	279
イ 同種前科による立証の許否	280
ウ 同種余罪の立証の許否	282
エ 同種でない前科等と犯人性の立証との関連性	287
5 経 験 則	288
(1) 経験則は刑事事件でも適用されていること	288
(2) 経験則の適切な適用	291
ア 留 意 事 項	291
イ 経験則違反	292
(3) 経験則の立証の要否等	294

6 総合認定	294
(1) 総合認定の論理性	294
ア 自由心証と総合認定	294
イ 総合認定と認定過程の説明	295
ウ 供述の信用性を例示した説明	299
エ 裁判員裁判における事実認定の説明	299
(2) 総合認定の留意点	300
ア ブラックボックス化の回避	300
イ 総合認定に供される間接事実等の立証の程度	302
ウ 総合認定における心証の取り方	309
エ 「間接事実の積み重ね」という言葉から受ける「誤解」を 避けること	310
オ 齟齬する証拠の評価	313
カ 同一被告人に対する有罪・無罪の同時認定等の問題性	314
(3) 判決における総合認定の説明	321
7 不特定の認定（概論）	322
(1) 概 説	322
ア 幅のある認定の発生可能性	322
イ 特定した形の認定ができないことによる影響	324
(2) 概括的認定	325
ア 概括的認定の定義等	325
イ 概括的認定と「疑わしきは被告人の利益に」との 観点からの制約	325
(3) 択一的認定	332
ア 択一的認定の定義等	332
イ 実務的な承認事項	334
ウ 検討事項	335

第5章 情況証拠と事実認定（各論）

第1 個別の事項に関する事実認定と情況証拠（概説）	343
第2 殺人、傷害・暴行の故意	343
1 殺意、傷害・暴行の故意の認定（概説）	343
(1) 殺意	343
ア 概説	343
イ 客観的な犯行の態様と殺意	345
(2) 傷害・暴行の故意	346
2 創傷に関する情況証拠	346
(1) 創傷の部位と被告人の認識	346
ア 創傷の部位は情況証拠	346
イ 創傷の部位の有意性	347
ウ 創傷の部位と被告人の認識との関係	349
(2) 創傷の角度、形状、程度	352
ア 創傷の角度による推定等	352
イ 創傷の形状、程度による推定	353
(3) 創傷の数、部位、形状等	353
ア 創傷の数、部位、形状等による推定	353
イ 遺体に対する加害行為による推定	354
(4) 特定の身体部位と殺意	355
ア 身体の特定の部位に対する加害行為と殺意の推定との関係	355
イ 絞殺の場合の殺意の推定	355
ウ 口や鼻を塞いで窒息死させる場合と殺意の推定	358
エ 行為の継続と殺意の推定	359
3 凶器に関する情況証拠	360
(1) 凶器に関する捜査についての留意点	360

(2) 刃 物	361
ア 刃物の特性に即した殺意の推定	361
イ 身体に生じた傷と刃物の形状との関係	362
ウ 刃の部分の長さ、形状と殺意の推定	362
(3) 拳銃, 爆発物, 毒物その他致死性の高い薬物	363
ア 殺意に対する消極的要素の検討が焦点	363
イ 凶器等自体に関する消極的要素	363
ウ 睡眠薬等の場合と殺意の推定	363
エ 気体の場合と殺意の推定	364
オ 凶器等に関する知識, 使用技量と殺意の推定	364
カ 爆発物, 毒物等に関する知識と殺意の推定	367
キ 高度の使用技量, 知識と殺意の推定	370
(4) 自 動 車	371
ア 自動車と殺意の推定	371
イ 自動車の形状と殺意の推定	371
ウ 行為時の周辺事情と殺意の推定	372
エ 被害者の転落と殺意の推定	375
(5) 被害者の状況	376
(6) 角材, バット, 石, チェーン, 煉瓦 ^{れんが} , 鉄パイプ等	377
(7) 拳, 足等の身体の部位を犯行の手段とする場合と殺意の推定	378
(8) 被告人の認識	379
4 犯行の態様	379
(1) 犯行の態様と殺意の推定	379
ア 周辺事情の重要性	379
イ 犯行の際の被告人の言動と殺意の推定	381
(2) 放火の際の殺意	383
5 動 機	385
(1) 動機と殺意, 犯人性認定との関係性	385
ア 被告人に確定的(未必的)殺意を裏付ける強固な(未必的殺意に 相応する)動機がある場合	385

イ 犯行態様等からは、犯人に営利、怨恨、嫉妬等の動機が存在が 推定されるのに、被告人にはそれに相当する動機が見当たらない などといった場合	385
ウ 動機が不明な場合	386
(2) 動機と裁判の審理	387
(3) 動機と責任能力	387
6 救命措置の有無と殺意	389
(1) 不救護の場合	389
(2) 救護と殺意との関係	391
第3 目的、常習性等	392
1 概 説	392
2 薬物事犯における営利の目的等	392
(1) 営利の目的と情況証拠	392
(2) 積極的要素の裏付けとなる情況証拠	393
(3) 運搬役の事案における積極的要素となる情況証拠	394
(4) 他利目的と間接事実	397
(5) 「業とした」の認定と情況証拠	398
3 贓物犯（盗品譲受け等犯）における知情	398
(1) 概 説	398
(2) 「知情」の有無に関する情況証拠	399
ア 取引の場面、態様に関するもの	399
イ 取引の対象物	400
ウ 相手方の言動	401
エ 被告人の性状等	402
4 賄賂性等	402
5 反抗を抑圧されたこと等	403
(1) 犯行態様による推定	403
(2) 被害者の心情等	404
ア 情況証拠による認定の重要性の高まり	404
イ 被害者の心情等と情況証拠	404

(3) 上記以外の主要な情況証拠	404
6 常 習 性	405
(1) 常習性の認定に関する情況証拠	405
(2) 常習性の認定における情況証拠としての前科・前歴	406
ア 前科・前歴の証拠としての許容性（肯定）	406
イ 習癖認定との関連性	406
ウ 前科・前歴のないことも情況証拠	407
(3) 個別の犯罪に即した情況証拠等	408
ア 犯行の手口・態様自体が常習性を窺わせる強い積極的要素 となる類型の犯罪	408
イ 常習賭博	408
ウ 常習特殊強窃盗	408
エ 常習傷害	408
オ 痴漢，盗撮	409
第4 共 謀	414
1 共謀の認定において，主に問題とされる事項	414
2 共謀の認定・小論	415
(1) 今回の説明対象	415
(2) 共謀の認定と情況証拠	415
ア 概 説	415
イ 支配型共謀	416
ウ 謀議行為と情況証拠	418
エ 特殊詐欺における現金受取役（「受け子」）の詐欺の故意 ・共謀	420
(3) 関係する間接事実の認定，評価	427
ア 認定，評価の視点	427
イ 動機等に関する視点	427
ウ 前提事実の認定の食い違いの回避	428

第5 薬物事犯における法定の除外事由の不存在 429

あ と が き	431
判 例 索 引	433
著 者 紹 介	439

第 1 章 刑事事實認定概観

第1 はじめに

刑事事実認定に関しては様々な点が検討対象となるから、最初にごくラフな形でその全体を概観し、大雑把な形での理解・イメージを持つておくことが刑事事実認定全体に関する理解に資すると思われる。そこで、まず、その全体を上記の視点から概観してみたい。

第2 刑事事実認定概観

1 事実認定の普遍性（一般性）・日常性

刑事事実認定については様々に論じられている¹⁾が、その特徴として、まず、普遍性（一般性）・日常性を挙げたい。すなわち、事実を認定することは、「事実認定」という言葉を用いたり、そのことを意識して行ったりしていなくても、人は誰でも、日頃、様々な場面で様々な必要に応じて行っている事柄である。

1) 刑事事実認定に関しては、多数の文献がある。本文記載以外のものとしてそのごく一部を挙げると、①石井一正「刑事実務証拠法（第5版）」（判例タイムズ社、2011年）。特に444以下の「第4章証拠の評価」、石井。②木口信之「情況証拠による事実認定」新刑事手続Ⅲ（2004年）71、③佐藤淳＝角田雅彦＝國井恒志「情況証拠による事実認定」刑事手続の新展開（下）（成文堂、2017年）415、④中川等司法研究報告書42・2（1994年）、池田眞一＝池田修＝杉田宗久「共犯者の供述の信用性」司法研究報告書44・2（1996年）、仙波厚＝小坂敏幸＝宮崎英一「犯人識別供述の信用性」司法研究報告書49・2（1999年）等の各司法研究、⑤小林充「刑事控訴審の手続及び判決書の実際」（法曹会、2000年）等。⑥また、学問的視点からのものとして増田豊「刑事手続における事実認定の推論構造と真実発見」（勁草書房、2004年）等。

筆者がインタビューを受けて話したものには「裁判官から見た性犯罪事件『被害者』供述の信用性」季刊刑事弁護76（2013年）・55。付言すれば、同号には、被害者供述の信用

そのことは、意外に思われる場面があるかもしれないが訴訟にも当てはまり、刑事訴訟だけでなく民事訴訟その他訴訟の手續の如何を問わず、様々な場面で様々な必要に応じて「事実認定」が行われている。

このように、事実認定には広範な普遍性（一般性）・日常性があり²⁾、広く共通する性格を有する部分もあり、その裾野は極めて広いといえる。

そして、こういった広範な裾野を持つ事実認定の日常的な経験が、刑事裁判実務の実践面においても重要な役割を担っているのである。

2 刑事事実認定における特殊性

(1) 概 説

それでは刑事裁判における事実認定は、上記のような普遍性（一般性）・日常性を持ったものだけかといえば、そうでない側面があつて、それが刑事事実認定を強く特徴付けているといえる。すなわち、特に刑事判決における事実認定は、法律その他の定められたルールに則って行われていて、他にはない特有の事柄も少なくない³⁾ ところから、理論的な研究対象とな

性が否定されるなどして無罪判決となった事例の紹介が複数ある。

悪性格と推定に関してイギリス控訴審判例の分析をしたものに中川正隆「悪性格と有罪推定」（信山社、2019年）。

民事においては、事実認定に関して、解明度（太田勝造の提唱にかかる概念とされることについて、後掲宇藤6参照。）、信頼度（三木浩一の提唱にかかる概念とされることについて、後掲宇藤8参照。）といったことがいわれている。筆者なりの理解で簡単に説明すれば、前者は、証拠調べをどれだけしたかの問題であり（審理の熟成度・審理不盡と関連する。）、後者は取調済みの証拠によって認定対象事実がどれだけ認定できるかの問題である（事実認識と関連する。）といえる。そして、このことが刑事でもいわれるようになっている（例えば、宇藤崇「即決裁判手続と事実認定における『証拠の量』」研修810（2015年）・3。）。

関連して民事については、河村浩「民事裁判の基礎理論・事実判断の構造分析（上）・（中）・（下）」判時2176（2013年）・3、判時2177（同年）・13、判時2179（同年）・3。河村浩・判時2177・13（特に23）は、民事裁判では、「間接事実には、立証責任の適用はなく、証明度を超える証明は不要と考える」（間接事実証明不用説）「間接事実の立証の程度が50%超程度であれば、そのような心証（50%超程度の主観的蓋然性）を素直に事実認定（心証形成）の総合判断に反映させるべきだ」とされる。

- 2) 同様の指摘に、石井一正「刑事事実認定を考える」法曹養成実務入門講座2（大学図書、2005年）238。

第2章 刑事裁判における事実認定

第1 事実認定の構造

第1章で概観した刑事裁判における事実認定について、より焦点を当てて検討したい。

1 刑訴法317条の「事実の認定は、証拠による。」の事実認定における意義

(1) 概 説

標題のとおり、刑訴法317条は「事実の認定は、証拠による。」と定めている。この規定の理解については争いがあるが、「認定対象の事実を証拠によって認定する」ことを定めていることは、明らかである。説明を単純化する意味で、以下での「事実」は犯罪事実に含まれるものに限定し、補強法則は当然の前提とされていることとして、同法則との関係での説明は、特に必要とされる場合を除いては行わない。また、「認定」できるとは、「合理的な疑いを超えて立証が行われている」ということと同意義と解される。

この前提では、刑訴法317条から最低限いえることは、「犯罪事実を認定するには証拠の裏付けが必要である」ということである。そして、証拠によって認定できる事実は認定すべきであり、認定するのに認定しないことは許されないと解される。しかし、このことは、当該認定の必要性とは無関係である。認定の必要のない事実は、元々、「認定対象の事実」に含まれていないからである。換言すれば、「事実を認定する」ということは、当該事実は認定すべき事実であるということが、先行的に確定されている必要があるということである。そういった認定すべき事実か否かの判断に当たっては、要件事実的思考が必要である¹⁾。本書でも関連した説明を行っている。

(2) 補 足

認定すべき事実というのは、少し分かりにくいところもあるので補足する。個々の事実が当該最終的な認定事実との関係において、どういった事実認定上の必要性のある事実であるのかは、最終的な事実認定の段階になってみないと分からない、といったことは、事柄の性質上想定可能なことである。

もっとも、そういった最終段階の判断では、個々の事実が当該最終的な認定事実との関係において、認定を必要とする事実であるか否かは明らかになっているはずであるから、認定の必要のない事実は認定しないということが確定していることになって、認定不要な事実は認定されないことになるのである。当たり前のことではないかといわれそうであるが、実際の判決書では、少なくとも最終的な認定事実との関係において認定の必要性がないと認められる事実についても、認定事実として明示されていることがあるから、このような指摘をする実益はなおあるのである。

他方、公判前整理手続を経ていると、主張と証拠との関係等は公判開始時点で明らかとなっているから、上記のような事案の発生は減少していよう。

しかし、裁判所は事前に証拠を見ているわけではないし、人証中心の証拠関係からすれば、上記のような事案の発生が完全に消滅することにはならないであろう。

そして、実際の事実認定の場面においては、証拠によって事実が認定できているのか否かの結論は、証拠がないから事実が認定できないといった場合は、まさに刑訴法317条に即して判断されることになる。

1) 民事では要件事実ということが古くからいわれてきている。筆者は、刑事でも、今述べたように、問題となった事項を目的的に、分析的に考える必要があり、当該事項を認定する前提として真に必要な事実は何かといった、民事の要件事実的思考は重要な参考となると考えている。龍岡資晃『『理論と実務の架け橋』と実務家法曹の役割』第一東京弁護士会報510(2015年)巻頭頁も、「訴訟において、どのような事実が重要であるかは、法令の解釈の枠組みとの関係で相関的に決まってくる。要件事実論の意義はここにある。」とされる。

要件事実的思考については、第3章も参照。

第3章 刑事事実認定における 要件事実的思考について

第1 刑事事実認定における要件事実的思考の意義と必要性について

1 刑事事実認定が要件事実に開かれていることについて

(1) 刑法を始めとする実定法の定めは、具体的な犯罪事実に必要な要件事実を、認定者の自由心証主義に委ねていることについて過失犯については、開かれた構成要件¹⁾といわれることがある。ということは、そうではない他の犯罪では、閉じられた構成要件ということになるはずである。そこで、この「閉じられた」の意義を事実認定の面から考えてみたい。

まず、刑事法の分野でも要件事実が論じられているが、民事法の分野で研究が深められている²⁾。筆者は、刑事事実認定の場面に、民事法の分野

1) 「構成要件」という用語に関して補足する。ドイツ語の「Tatbestand」という同一の言葉に基づきながら、我が国では、刑事では「構成要件」、民事では「要件事実」という言葉が専ら用いられていて、両者は、あたかも全く別の概念のように受け止められがちである。このことから、外国法を継受した我が国の歴史的な背景を窺うことができる。

ちなみに、古田裕清「翻訳語としての日本の法律用語」(中央大学出版部、2004年)63は、「刑法学では『構成要件』、民法学では『法律要件』、と訳し分けているようですが、ドイツ語に戻せばいずれも「Tatbestand」です」とし、また、民事で「法律要件(Tatbestand)」との記載があるものに、松坂佐一「民法提要総則」(第3版・増訂)有斐閣・1982年。

2) 刑事法の分野では、宇藤崇「刑事訴訟における要件事実についての一考察」鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集(下)(2007年)101(この論考につき、鈴木茂嗣「刑事法学の動き」法時82・5(2010年)・126)等。

民事法の分野では、山本和彦「民事訴訟における要件事実」判タ1163(2005年)・15等。特に、近時、ロースクール向けに多数の書籍が発刊されている。その代表的な論考として、伊藤滋夫「要件事実の基礎——裁判官による法的判断の構造」(有斐閣、2000年)14は、「要件事実とは、法律効果を生じるために必要な実体法(裁判規範としての民法)の要件に該当する具体的事実である」といわれているとされ、要件事実論は、「民事訴訟において主張立証されるべき事実を実体法上の法律効果の発生と関連付けて考える考え方」であるとされる。

用語としては、「要件事実」という言葉が民事のいわばテクニカルタームとして広く定着しているところから、思わぬ誤解を招く恐れも全くないではない。その意味からは「刑事要件事実」などといった、刑事特有の事柄であることをより明らかにする用語を用いることも考えられる。もっとも、筆者は、要件事実そのものではなく、そういった思考形態

で研究が深められている要件事実や要件事実論をそのまま持ち込むことが相当だとは考えていない。この点では、例えば、判タ1188(2005年)・12以下に紹介されている最高裁判所刑事局作成の「裁判員制度の下における審理、評議及び判決の在り方に関する試案」、特に14左段に、殺意の認定に関して、「要件事実的思考をとるべきであるということの意味するものではないであろう」とされているのも、同所でいわれている「要件事実的思考」が民法からの直接的な持込みを前提としているとすれば、筆者と同様な見解に立っているものと解することができる。

具体的な事例を前提に説明をする方が分かり易いから、以下の説明では、そういった場合には、原則として殺人罪を例に挙げることにする。

刑法199条には「人を殺した」という形で殺人の構成要件が定められている。そのため構成要件のレベルで考えると、「人」を「殺せば」同条に該当することは明白であり、そういった事柄が殺人の構成要件となっている。

ところが、事実認定のレベルで考えると、「人」、「殺す」といったことに関する事実認定については、刑法199条からは、通常の意味としての「人」、「殺す」といった以上の手掛かりは与えられていない。その余は、全て刑訴法318条の自由心証主義に委ねられている。

このように事実認定のレベルでいえば、刑法を始めとする実体法は、その具体的な犯罪の事実認定に必要な要件事実が何であり、それをどのように認定するかについて、事実認定を担当する者³⁾にいわば丸投げした形に

を重視しているから、今のところ、従前の用語例のままで良いと考えている。

他方、いわゆる研修所教育が災いして「要件事実」という言葉自体、ひいては「要件事実的思考」自体に消極的な印象を持つ法曹人には、「分析的思考」という形で理解していただくことについて、拙稿「実務現代刑事法(その3) 刑事の裁判に関するワンポイントアドヴァイス集」判タ1345(2011年)・74(特に86注26)を参照していただきたい。

- 3) 事実認定を担当する者は、これまでは、合議体であれ、単独体であれ、全て裁判官であったが、裁判員裁判が実施されるようになってからは、事実認定を担当する者として新たに裁判員も含まれるようになった。しかし、ここでは、説明の便宜上、特に断らない限りは、事実認定を担当する者としては、「裁判官」をいうものとしている。もっとも、こういった限定は思わぬ誤解が生じることを懸念していることに過ぎず、特に重要な意味があるわけではない。

第4章 情況証拠と事實認定 (総論)

第1 はじめに

1 情況証拠に関する学説等

情況証拠（「状」況証拠との表記よりも一般的な表記になっていると受けとめている。）は、刑事手続において、多面的で多彩な検討課題を包含しており、そういった点では「自白」と大差がないといえなくもない。

そのため、情況証拠に関して、研究が積み重ねられ¹⁾、関連する裁判例が

1) 中川等2以下等掲記の文献の他、佐々木史朗「情況証拠と事実認定」警学17・8（1964年）・63、川崎英明・刑法雑誌29・3（1989年）・124（なお、同号は「刑事裁判における事実認定の諸問題」の特集号である。）、吉丸眞①「刑事裁判を考える」司研集100（1998年）・1（特に3以下、20以下）、同②「刑事裁判における心証形成——公判中心主義との関連で」刑法雑誌39・1（1999年）・1（特に7以下）、渡部保夫①「誤判事件・無罪事件から学ぶ事実認定の方法」平成元年度日弁連研究叢書509、村岡啓一①「状（原文のまま）況証拠とどのように闘うか」竹澤哲夫＝渡部保夫＝村井敏邦編「刑事弁護の技術上」（第一法規出版、1995年）519、白取祐司他「事実認定に関する共同研究」刑法雑誌39・2（2000年）・93、佐藤博史「情況証拠による事実認定」刑訴判例百選7（1998年）・142、三井誠①「概括的認定・択一的認定1～3」法教213（1998年）・115、214（同年）・101、215（同年）・97、板倉宏「情況証拠による事実認定」田宮裕博士追悼論集（上）（信山社、2001年）167、白取祐司他「特集・情況証拠による事実認定」季刊刑事弁護27（2001年）・21、木口信之①「情況証拠による事実認定」新刑事手続III71、岩瀬徹「情況証拠による事実認定」刑訴判例百選8版（2005年）142、佐藤學「体験的事実認定論（1）～（5）」名城ロースクール・レビュー2（2005年）・163、同3（2006年）・83、同4（2006年）・107、同5（2007年）・213、同7（2007年）・173、樋口裕晃「複雑困難事件における問題（その2）上・中・下」判夕1314（2010年）・68、同1316（同年）・58、同1317（同年）・63、中川武隆「情況証拠による犯罪事実の認定」平成22年度重要判例解説239、中里智美「情況証拠による事実認定」木谷等335、**第3章の注8**）で紹介の原田國男①「情況証拠による事実認定」刑訴判例百選9（2011年）136、石井130、福崎伸一郎「自白以外による認定」50選（下）（第2版）361、井下田英樹「自白以外による認定」50選（下）（第3版）625、井上弘通「情況証拠による事実認定」刑訴判例百選10（2017年）140、佐藤淳＝角田雄彦＝國井恒志「情況証拠による事実認定」刑事手続の新展開（下）（2017年）・415等。

また、中川孝博「刑事裁判における証拠説明の意義」法時72・4（2000年）・58（特に61以下）は、ドイツで、情況証拠による事実認定が問題となった事例群を紹介している。

犯人との同一性については、やや古い資料であるが、英米等における問題となった事例を紹介するものに、荒川正三郎「人の同一性の承認について」植松博士還暦祝賀『刑法と科学 法律編』（1971年）685。

増えている²⁾のも、自然なことといえる。

2 検討の視点

筆者は、情況証拠については、①「情況は偽らず」といった格言もあるなど、情況証拠を重視し、情況証拠による事実認定は、供述証拠に依存した事実認定から、供述証拠に依存しない科学的、客観的事実認定への移行に資するものである³⁾、などといった期待、積極的・肯定的評価があることなどの説明をしてきており、情況証拠による事実認定の重要性は、社会的に認知されてきていると受け止めている。

そして、これまでは本書でも、「それでも、②情況証拠による事実認定には推認過程が不可欠であって、その推認を的確に行うには様々な困難があるなどといった危惧、消極的・否定的評価もある。そして、情況証拠によって有罪認定がされた事案に対しては、情況証拠による犯罪事実の認定が行われたということだけに着目して、事実認定の困難性、不安定性を論ずるマスコミ論調が起きることもある。このように、現状は、情況証拠が刑事手続全般

- 2) 近時は枚挙に暇がなくなっているが、これまで紹介したものとしては、①東京高判平7・1・27判タ879・81（葛生事件控訴審判決）、②東京高判平10・4・28判タ982・84、判時1647・53（トリカブト毒による殺人事件控訴審判決。原審東京地判平6・9・22判タ878・87、判時1532・28の有罪判決を維持。）、③東京高判平10・7・1高刑集51・2・129、判タ999・102、判時1655・3（ロス疑惑銃撃事件控訴審判決。なお、東高刑時報49・1＝12・33には、共同正犯の訴因における共犯者の認定方法を違法とした部分のみが掲載されている。この研究に、土本武司・判時1661（1999年）・226、白取祐司・平成10年度重要判例解説188、板倉宏「情況証拠による事実認定——いわゆるロス疑惑銃撃事件第二審無罪判決を中心に」警学51・12（1998年）・120等。原審東京地判平6・3・31判タ849・165、判時1502・48の有罪判決を破棄・無罪とした。）、④東京高判平12・12・22判タ1050・83、判時1737・3（東電OL殺人事件控訴審判決。原審東京地判平12・4・14判タ1029・120の無罪判決を破棄、有罪とした。なお、同事件はその後再審が開始され、東京高判平24・11・7判タ1400・372は控訴棄却（無罪の1審判決を維持。確定）。その他の裁判例については、注釈刑訴（第3版）6・271等参照。
- 3) 筆者は、「最高裁判例と自白法則（上）」曹時71・11（2019年）・1（特に6）で、自白法則に関連する最高裁判例を検討した実感として「今では、こういった証拠に依拠し、こういった形で説示する認定過程は辿らないであろう」といったことを指摘しているが、この趣旨を端的に言えば、自白中心の事実認定から情況証拠を重視した事実認定への変化を実感したことである。

第5章 情況証拠と事實認定 (各論)

第1 個別の事項に関する事実認定と情況証拠 （概説）

情況証拠による事実認定は、起訴事実の認定に限って見ても多方面にわたって行われている。そのため個別の事項に関する事実認定と情況証拠については、事項別に分類して類型的に検討することが便宜である。

しかし、当然のことながらそういった事項は多様、多数となるところから、その網羅的な検討は他の機会に譲り、ここでは、主観的な事項を中心に、従前から論じられてもいる一部の事項について部分的な検討を行うこととした。

第2 殺人、傷害・暴行の故意

1 殺意、傷害・暴行の故意の認定（概説）

(1) 殺 意 ア 概 説

殺意を中心に説明し、傷害・暴行の故意については、後記のとおり関連する限度で説明している。

殺意に関しては、本書でも既にそれなりに言及しているが、既にある多数の論考¹⁾を参考としながら、更に具体的に検討する。

1) 森岡茂①「情況証拠による認定（主観的要素・殺人の故意）」証拠法大系Ⅰ（1975年）257、河村澄夫「事実認定の実証的研究——殺意の認定」判タ227（1969年）・2、大野市太郎・事実認定（上）1、金築誠志・大コメ刑法（第2版）10・273、**第4章注1**）で紹介の吉丸①23、原田保孝「殺意」50選（上）（第2版）379、河本雅也「殺意の認定」50選（上）（第3版）563、半田靖史「故意の認定」木谷等35、橋爪隆「裁判員制度のもとにおける刑法理論」曹時60・5（2008年）・1（特に37）、國井恒志「介護職員のある行方」井田良等編「事例研究刑事法Ⅰ（第2版）」（日本評論社、2015年）19、**第3章注4**）で紹介の下津、遠藤邦彦「殺意の概念と証拠構造に関する覚書」植村退官2・199、石井148、大河原真美

第4章注1)で紹介の吉丸①23が、殺意の有無の認定に当たっては、①客観的な犯行の態様（凶器の種類・形状、その用法、創傷の部位・形態、犯行に伴う言動等。）、②犯行の動機形成に関わる諸情況（事件の背景、犯行に至る経過等に現れる客観的諸事実等。）、③犯行後の被告人の行動（犯行現場の偽装工作、自殺企図、被害者に対する救助行為等。）が、最も有力な間接事実であるとされる（類似の指摘は、前掲注1）で紹介の大野、金築等にもある。）のは、基本的な指摘といえよう。

ここでまず、なぜこれらが最も有力な間接事実とされているのかについて、筆者なりに説明しておく。

殺人は「人を殺す」という、ある意味特異な犯罪行為であるから、その行為の特性に応じて殺意の有無に関する間接事実が抽出されてくるのである。補足すると、人を殺すわけであるから、人の生命を奪う行為に出る必要がある。そこから、殺意と行為態様とが関係付けられて、上記①の客観的な行為の態様(併存的情況証拠)が抽出されてくることになる。

「人を殺す」ということは人の道徳観念からしても、最も強く禁忌されるべきことであるのに、犯人は殺意を抱くわけであるから、通常は、それなりの動機等があることになるはずである。そこから、上記②の犯行の動機形成に関わる諸情況(予見的情況証拠)が抽出されてくることになる。

③はある意味殺意の存在を裏付ける事情である。上記のような特異な犯罪行為であるから、犯行後の被告人の行状にもそのことが反映されるのが通常である。そこから、③の犯行後の被告人の行動(遡及的情況証拠)が抽出されてくるのである。

このような観点から、この3つの最も有力な間接事実と殺意との関係を理解するのが分かりやすく、同時に、これらが情況証拠の3類型にも対応していることも理解されよう。

＝大橋鉄雄＝西口元「市民に分かりやすい刑事裁判に関する研究：殺意の認定を中心として」日弁連法務研究財団編「法と実務」12（2016年）・425等。

あとがき

本書では、刑事裁判に係る情況証拠についての従前の拙稿を前提として、現在、関心があるところを中心に説明する形式を、維持してきているところである。

そのため、各箇所における論述の文量についても均等ではなく、中には思い付きの域を出ないものもある。

それでも筆者なりに、その内容を豊かで、実り多いものとなるよう努めてきているつもりであり、本書が版を重ねる中で、筆者のこのような姿勢が、読者の支持を得ている部分もあるのではないかと推測していて、気を強くしているところもある。

筆者は、刑事裁判における情況証拠の意味合いは、本書の初版を発刊した頃比べて重く、更に重要な役割を果たすようになってきていると考えている。

その上で、情況証拠が、刑事手続において、事実の認定過程により一層有益な作用を及ぼすものとして、確固たる正当な位置を占めていくためには、情況証拠による推定過程の客観性、合理性が高められることが肝要であると考えている。

今後も、特にそういった点に関する研究や裁判例が集積されることを期待している。

また、「論理則」、「経験則」に関して、総論的にも、各論的にも、それぞれの分野に応じた検討が更に深められ、当該内容がより一層豊かなものとなることを望んでいる。

そして、第1審で、自らの事実認定で活用した「論理則」、「経験則」を明示した判決書がより多く発信されるようになり、そのことを契機として、控訴審における審理・判断が、原判決における「論理則」、「経験則」等違反の有無に関して、よりの確な形で行われることがより一層容易となる、今後も、そういった方向に更に進んでいくことを引き続き、期待しているところである。

令和2年7月

植村 立郎

判例索引

●最高裁判所

- 最判昭23・3・16刑集2・3・227……………399
 最大判昭26・8・1刑集5・9・1684……………11
 最決昭26・9・6裁判集52・257……………347
 最判昭32・10・15刑集11・11・2731……………6
 最判昭37・5・19刑集16・6・609……………6, 46
 最判昭38・10・17刑集17・10・1795……………295
 最決昭39・6・1刑集18・5・177……………154
 最決昭41・11・22刑集20・9・1035……………280, 406
 最判昭42・3・7刑集21・2・417……………397
 最決昭43・2・8刑集22・2・55……………226
 最判昭43・10・25刑集22・11・961……………6
 最判昭45・7・31刑集24・8・597……………302
 最判昭48・12・13裁判集190・781, 判時725・
 104……………158, 191, 194, 256
 最判昭50・4・24裁判集196・175……………402
 最判昭50・10・24民集29・9・1417……………301
 最決昭54・10・26刑集33・6・665……………408
 最決昭54・11・8刑集33・7・695……………289
 最決昭56・7・14刑集35・5・497……………38
 最判昭57・1・28刑集36・1・67
 ………………202, 226, 327
 最決昭57・5・25裁判集227・337, 判夕470・
 50, 判時1046・15……………269
 最決昭57・6・28刑集36・5・681……………392, 397
 最判昭58・2・24判時1070・5, 判夕491・58
 ………………399
 最決昭59・2・29刑集38・3・479……………227
 最判昭59・4・24刑集38・6・2196……………166
 最判昭60・12・19裁判集241・523, 判時
 1194・138……………317
 最決平2・6・20裁判集255・99……………159
 最判平7・7・17裁判集266・811……………266
 最決平10・10・27刑集52・7・363……………149
 最判平11・10・21裁判集276・579, 判夕
 1014・177……………316
 最判平12・2・7民集54・2・255……………203
 最決平12・7・17刑集54・6・550……………207
 最決平12・10・31刑集54・8・735……………188
 最判平13・1・25裁判集280・5, 判夕1053・
 102, 判時1735・145……………189
 最決平13・4・11刑集55・3・127……………338
 最大判平15・4・23刑集57・4・467……………337
 最決平15・5・1刑集57・5・507……………416
 最決平17・11・29裁判集288・543……………416
 最決平18・1・30判夕1210・84……………292
 最判平18・11・7刑集60・9・561……………154
 最決平19・10・16刑集61・7・677
 ………………92, 99, 170, 267
 最決平20・4・15刑集62・5・1398……………206
 最判平20・11・10裁判集295・341……………365
 最判平21・4・14刑集63・4・331……………115
 最判平21・4・21裁判集296・391, 判夕
 1297・127, 判時2043・153……………285, 386
 最決平21・7・21刑集63・6・762
 ………………332, 336, 337, 340
 最判平21・10・19裁判集297・489, 判夕
 1311・82, 判時2063・155……………417, 418
 最決平22・4・5裁判集300・167, 判夕1331・
 83, 判時2090・152……………225
 最決平22・4・7判例秘書……………204
 最判平22・4・27刑集64・3・233
 ………………48, 52, 77, 102, 153
 最判平22・7・16判夕1333・111……………50
 最決平22・9・7刑集64・6・865……………402
 最判平23・7・25裁判集304・139, 判夕
 1358・79, 判時2132・134……………70
 最判平24・2・13刑集66・4・482……………48, 288
 最決平24・2・22裁判集307・509, 判夕
 1374・107, 判時2155・119……………48
 最判平24・9・7刑集66・9・907……………280
 最決平24・11・6刑集66・11・1281……………329
 最決平25・2・20刑集67・2・1……………282
 最決平25・4・16刑集67・4・549……………48
 最決平25・9・3判例秘書……………317
 最決平25・10・16裁判集312・1, 判例秘書
 ………………226
 最決平25・10・21刑集67・7・755……………48
 最判平26・3・6裁判集313・17, 判例秘書
 ………………204
 最決平26・3・10刑集68・3・87……………10, 48, 112
 最判平26・3・20刑集68・3・499……………48, 52
 最決平26・7・8裁判集314・99, 判時2237・
 141, 判夕1407・75……………50, 93
 最判平26・7・17民集68・6・547……………233

最決平27・3・3判例秘書	8, 418
最決平27・4・19(未)	48
最決平27・5・25刑集69・4・636	167
最判平27・5・25判夕1415・77, 判時2265・123	387
最判平28・3・18裁判集319・269, 判例秘書	306
最判平29・3・10裁判集321・1, 判例秘書	225
最判平29・4・14裁判集321・83, 判例秘書	284
最決平29・12・11刑集71・10・535	427
最決平29・12・25裁判集322・127, 判夕1447・70, 判時2368・56	53
最判平30・5・10刑集72・2・141	208, 216
最判平30・7・13刑集72・3・324	247
最決平30・10・23刑集72・5・471	419
最判平30・12・11刑集72・6・672	423, 424, 426
最判平30・12・14刑集72・6・737	423, 426
最決平31・4・1(未)	359
最決令元・6・25裁判集326・1, 判夕1462・25, 判時1727・2	71
最判令元・9・27刑集73・4・47	318, 423

●高等裁判所

仙台高判昭27・4・26判決特報22・123	358
高松高判昭28・9・7高刑集6・11・1446	324
大阪高判昭29・7・14裁判特報1・4・133	354, 357
東京高判昭33・3・25裁判特報5・4・135	275
東京高判昭40・6・25東高刑時報16・6・96	356
東京高判昭43・4・1判夕225・212	167
大阪高判昭46・3・31刑裁月報3・3・409, 判夕265・223	373
高松高判昭50・2・12判夕329・324	325
東京高判昭50・10・13東高刑時報26・10・172	407
広島高判昭56・7・10判夕450・157	317
東京高判昭58・6・22判時1085・30	153, 160
広島高判昭58・6・23判時1194・144	318
大阪高判昭59・9・19判夕548・282	339
仙台高判昭60・4・22判時1154・40	159
東京高判昭60・9・30刑裁月報17・9・804, 判夕620・214	54
名古屋高金沢支判昭60・12・19判夕620・243, 判時1204・148	166
福岡高判昭61・4・28刑裁月報18・4・294, 判時1201・3, 判夕610・27	160
東京高判昭62・5・19判時1239・22	159
名古屋高判昭63・1・11仙波等156	313
名古屋高判平元・7・10仙波等171	192
東京高判平元・7・31東高刑時報40・5・8・29, 判夕716・248	394
東京高判平2・6・28仙波等181	157
東京高判平4・3・3判時1423・138	266
福岡高判平4・7・16判夕799・254	272
東京高判平4・10・1仙波等243	155
東京高判平4・10・14高刑集45・3・66, 判夕811・243	336
東京高判平4・12・7判夕822・276	276
東京高判平5・4・22仙波等263	314
広島高岡山支判平5・9・8(未)	160
札幌高判平5・10・26判夕865・291	336
東京高判平5・11・30判時1495・141	407
東京高判平6・11・16判夕887・275	362
東京高判平7・1・27判夕879・81	136, 317
大阪高判平8・3・7判夕937・266	403
大阪高判平8・7・24判時1584・150	365, 370

- 高松高判平8・10・8判時1589・144, 判タ
929・270……………258
- 東京高判平8・12・2LEX/DB25450724 ……304
- 東京高判平8・12・11判時1594・3 ……266
- 東京高判平9・1・31判タ941・281 ……355, 356
- 大阪高判平9・6・20判タ971・277 ……393
- 大阪高判平9・7・3判タ980・273……………171
- 東京高判平9・12・11判タ972・278……………419
- 福岡高判平10・1・20判タ974・247……………184
- 広島高判平10・3・19判時1645・157……………407
- 東京高判平10・4・28判タ982・84, 判時
1647・53……………136, 191, 254, 257
- 東京高判平10・6・8東高刑時報49・1=12・
26, 判タ987・301 ……332, 336, 338
- 東京高判平10・7・1高刑集51・2・129, 判
タ999・102, 判時1655・3 ……136, 267, 317
- 大阪高判平10・7・16判タ1006・282, 判時
1647・156……………338
- 東京高判平10・10・12高刑集51・3・479, 判
時1678・153 ……407
- 東京高判平11・3・1刑集54・8・824 ……188
- 仙台高判平11・3・4高刑集52・1・1, 判タ
1018・277, 判時1688・176 ……332, 338
- 東京高判平11・5・18(未) ……254
- 東京高判平11・8・17判タ1051・326……………168
- 福岡高判平11・9・7高検速報平11・170 ……360
- 東京高判平11・9・16判タ1054・297……………241
- 大阪高判平11・9・29判時1712・3 ……185
- 東京高判平11・10・13高検速報平11・102 ……348
- 東京高判平11・12・3判タ1046・280……………192
- 福岡高判平12・1・17判時1736・133……………265
- 名古屋高判平12・3・14判タ1054・286……………317
- 東京高決平12・12・18(未)……………150
- 東京高判平12・12・22判タ1050・83, 判時
1737・3 ……136, 254
- 福岡高判平13・8・22判タ1135・307・400, 401
- 札幌高判平14・3・19判タ1095・287……………147
- 札幌高判平14・3・19判タ1095・287, 判時
1803・147……………332
- 札幌高判平14・3・19判時1803・147……………159
- 東京高判平14・6・12高検速報平14・69……………259
- 東京高判平14・8・20判時1834・158……………377
- 広島高松江支判平16・1・26裁判所ウェブサ
イト……………64
- 大阪高判平16・2・24判時1881・140……………416
- 大阪高判平16・3・19判タ1162・298……………63, 160
- 東京高決平16・8・26判時1879・3 ……185
- 福岡高宮崎支決平16・12・9判タ1210・86・292
- 東京高判平17・3・25東高刑時報56・1=12・
30……………430
- 東京高判平17・6・15高検速報平17・140……………159
- 大阪高判平17・6・28判タ1192・186
……………100, 150, 285, 340
- 札幌高判平17・9・29判タ1239・336
……………154, 159, 169, 174, 176, 327
- 大阪高判平18・4・24(未)……………417
- 東京高判平18・7・12(未)……………235
- 東京高判平18・9・28高検速報平18・212……………383
- 東京高判平18・12・4(未)……………157
- 大阪高判平18・12・15刑集64・432, 判タ
1326・160……………153
- 名古屋高金沢支判平19・1・15裁判所ウェブ
サイト……………233
- 東京高判平19・1・24(未)……………128
- 東京高判平19・2・28高検速報平19・143……………259
- 東京高判平19・4・16(未)……………400
- 東京高判平19・5・29判タ1262・343……………308
- 名古屋高判平19・6・27判時1977・80 ……151
- 東京高判平19・7・4高検速報平19・267 ……348
- 東京高判平20・6・30高検速報平20・100, 判
例秘書……………204
- 東京高判平20・7・8東高刑時報59・1=12・
50, 判タ1305・302 ……200, 201
- 東京高判平20・7・18判タ1294・297……………195
- 広島高判平20・10・30高検速報平20・257 ……372
- 東京高判平21・3・30(未)……………407
- 東京高判平21・6・11東高刑時報60・1=12・
77……………198
- 東京高決平21・6・23東高刑時報60・1=12・
91, 判タ1303・90 ……207
- 高松高判平21・9・17高検速報平21・326……………289
- 大阪高判平21・9・24高検速報平21・165……………200
- 東京高判平21・11・18(未)……………259
- 東京高判平21・11・18東高刑時報60・1=12・
190……………359
- 東京高判平22・2・24東高刑時報61・1=12・
43……………289
- 東京高判平22・3・15(未)……………272
- 福岡高那覇支判平22・8・17判時2094・148
……………199, 200, 201, 202
- 東京高判平22・8・17東高刑時報61・1=12・
186, 判タ1349・252 ……223
- 福岡高判平22・9・24高検速報平22・232……………411
- 東京高決平22・12・1東高刑時報61・1=12・
311, 判タ1370・254 ……279

【著者紹介】

植村立郎（うえむら りつろう）

弁護士・前学習院大学法科大学院教授・元東京高等裁判所部総括判事

〔主要編著書〕

- ・新刑事手続 I, II, III
（共編著, 2002年, 悠々社）
- ・事例研究刑事法 I, II 《第2版》
（共編著, 2015年, 日本評論社）
- ・少年事件の実務と法理——実務「現代」刑事法
（著, 2010年, 判例タイムズ社）
- ・注釈 刑事訴訟法〔第3版〕第1巻
（共編著, 2011年, 立花書房）
- ・注釈 刑事訴訟法〔第3版〕第6巻
（共編著, 2015年, 立花書房）
- ・刑法〔第4版〕
（監修, 2015年, 立花書房）
- ・刑事訴訟法〔第5版〕
（監修, 2015年, 立花書房）
- ・骨太少年法講義
（2015年, 法曹会）
- ・刑事上訴審における弁護活動
（監修, 2016年, 成文堂）
- ・骨太刑事訴訟法講義
（2017年, 法曹会）
- ・刑事手続の新展開（上）（下）
（編著, 2017年, 成文堂）
- ・刑事事実認定重要判決50選（上）（下）〔第3版〕
（編著, 2020年, 立花書房）

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

実践的刑事事実認定と情況証拠〔第4版〕

令和2年9月15日 第1刷発行

著 者 植 村 立 郎
発 行 者 橘 茂 雄
発 行 所 立 花 書 房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電 話 03-3291-1561(代表)
F A X 03-3233-2871
<http://tachibanashobo.co.jp>

平成18年3月20日 初版発行 平成18年11月5日 補訂版発行
平成20年4月1日 再訂版発行 平成23年12月20日 第2版発行
平成28年6月20日 第3版発行

©2020 R.Uemura 印刷・製本 加藤文明社

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。